

雲南市業務委託契約書（案）

- 業務名 令和元年度 雲南市民バス停留所標識柱更新事業
- 実施場所 雲南市内
- 契約期間 令和元年12月18日から令和2年3月12日まで
- 契約金額 ￥ , , . -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥ , . -)
- 契約保証金 免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、おのおのの対等な立場に基づく同意により別添の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

雲南市木次町里方521番地1
発注者 雲南市長 速水 雄一

受注者

業務委託契約約款

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、この約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、誠実に業務を実施しなければならない。

(履行報告)

第2条 乙は、この契約に基づく業務を履行したときは、業務履行報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(履行遅延の場合における遅延損害金)

第4条 乙の責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は遅延損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は、契約金額に対して遅延日数に応じ年 3.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、既に実施し、甲の検査に合格した業務があるときは、第 1 項の遅延損害金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

(検査)

第5条 甲は、乙から業務完了の報告を受けたときは、速やかに検査員を指定し、検査を実施するものとする。

(支払い)

第6条 乙は、業務が完了したときは、甲の検査に合格した後に、甲の指示する方法により第 4 条に掲げる金額を請求することができる。

2 甲は、乙が前条に掲げる検査に合格し、適正な請求を受けたときは、甲が指定する方法により請求日から 30 日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が法令に違反したとき。

(2) 乙の責に帰すべき理由により期限内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(4) 前 2 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 乙が乙の理由により解除の申出をしたとき。

2 甲は、第 1 項の規定により契約を解除したときは、当該検査に合格した部分の引渡しを受け、出来高に相当する委託料を、乙に支払うものとする。

3 甲は、第 1 項の規定により乙との契約を解除する場合において、乙の所在を確認できないときは甲の事務所にその旨を掲示することにより、乙への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から 10 日を経過したときに生ずるものとする。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 甲が仕様書を変更したため委託代金が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、受託業務の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報保護に関する特記事項」を守らなければならない。

(補則)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。